

# 農林水産商工常任委員会資料

(令和8年4月21日)

項 目	ページ
■ 中東情勢に伴う県内農林水産商工事業者への影響と対応について 【農林水産政策課】……………	2
■ 令和8年4月4日の強風に係る農林水産関係被害について 【農林水産政策課】……………	4
■ 農業大学校の学生及び研修生の動向について 【農業大学校】……………	5
■ 米の価格動向について 【生産振興課、食パラダイス推進課】……………	6
■ ツキノワグマ対策の推進について 【鳥獣対策課】……………	7
■ 大山まきばみるくの里リニューアルについて 【畜産振興課】……………	8
■ ズワイガニの令和7年度水揚状況等について 【漁業調整課】……………	9
■ 魚突き遊漁の安全啓発動画制作について 【漁業調整課】……………	10
■ 小型いか釣り漁業におけるスルメイカ漁の状況について 【漁業調整課】……………	12
■ 中山3期幹線3号農道(3工区)舗装工事に係る予定価格の漏えいについて 【西部総合事務所農林局】……………	13
■ 一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について 【農地・水保全課】……………	14

農 林 水 産 部

## 中東情勢に伴う県内農林水産商工事業者への影響と対応について

令和8年4月21日  
商工政策課  
農林水産政策課

昨今の中東情勢の緊迫化等に伴う県内農林水産商工事業者への影響と対応について、以下のとおり報告します。

### 1 県内事業者への影響

#### (1) 商工事業者

- ・燃油・原材料高騰によるコスト増や、石油製品原材料・資材等の仕入れ制限による不安が増している。  
[物流事業者] 軽油価格の高騰に加え、全県的にインタンク向け供給制限が継続。エンジンオイルも一部で入手困難化。その他の資材(尿素水等)の価格高騰も見込まれることから、各事業者が更なる経営圧迫を懸念している。
- [食品製造] ボイラー燃料(重油)不足で、製造ラインの一部を数日間停止するなど、生産量調整を実施。当面の重油は確保したが、その後の供給スケジュールが未定であり、先行きの不透明感が増している。
- [金属加工] 切削加工用の潤滑油の納期が未定となったり、切削油の確保が困難化しており、自社備蓄が枯渇すれば工場稼働停止となってしまうかねない状況。代替品を検討しているが、納品先の合意が必要であり、手間がかかる。
- [電子部品] 洗浄用の溶剤が納期未定のため、各商社への問い合わせや代替品の検討を実施。代替品も潤沢ではなく、備蓄が無くなると工場停止の可能性もある。
- [燃料小売] 3月後半以降、各油種の仕入れ制限(重油等)が継続している。大口注文に対して量を絞って納入となり、医療・福祉施設等への優先配送などで対応している。

#### (2) 農林水産事業者

- ・漁船での燃油使用量が多い水産業や農繁期に入っている農業等では燃油高騰による経営への影響が懸念されている。
- ・事態が長期化した場合、燃油に加え肥料、飼料や石油を原料とした生産資材等の安定調達や価格への影響が懸念されている。  
[農業団体] 生産資材メーカーからの深刻な供給制限はないが、一部の資材では次回の価格改定時で値上げの見通し
- [畜産団体] ガソリンや軽油を使用する自給飼料生産への影響を懸念
- [林業団体] 燃油を使う輸送・乾燥等への影響や接着剤(ナフサ関係)の安定確保を懸念
- [水産団体] 燃油価格高騰に加え、出荷調整により安定供給が損なわれることを懸念  
資材(ゴム手袋、船底塗料、燃油(A重油)等)も値上がりしている

### 2 影響への対応

#### (1) 商工事業者

- [物流事業者] 当初予算等を活用し、補助金による省エネに向けた事業改善や、運送事業者の資材(エコタイヤ、尿素水等)購入経費を支援する。
- [中小事業者全般] 地域経済変動対策資金「令和8年度燃油高騰・円安枠」(融資枠30億円、年利1.63%)を4月7日に発動し、3年間最大無利子化(1市3町の協調決定※4月14日時点)による資金繰りを支援する。  
「県内事業者の経営力向上に向けた価格適正化と賃上げ相談窓口」の専門家(中小企業診断士)伴走支援や、補助金により生産性向上・効率化に向けた設備投資等を支援する。

#### (2) 農林水産事業者

- ・燃油及び資材等の調達や価格に係る情報収集及び関係団体等を通じた県支援策の情報提供
- ・当初予算を活用した飼料高騰等に対する支援、漁船の省エネ機関導入支援、化学肥料低減の取組支援及び緊急的な資金繰りへの利子助成(▶農業者向け融資枠300百万円、助成率は基準金利の1/3、▶漁業者向け融資枠206百万円、利子補給率1.25%)を実施
- ・漁業燃料については国のセーフティネットによる価格差補填が発動中

#### (3) 共通の対応

- ・4月14日に「中東情勢に伴う物資供給確保プロジェクトチーム(チーム長:政策統轄監)」を設置し、燃油価格高騰や石油由来物資の流通の目詰まりなどの諸課題について、重油等の価格の動向、物資の供給状況等を業界団体等へのヒヤリング等により継続的に調査し、状況把握を行う。
- ・把握した情報について、国(経済産業省)が設置する燃油・石油製品の供給等に関する窓口を提供し、国が実施する物資供給の目詰まり対策につなぐことで、問題の解消を図る。

(参考) 国の情報受付窓口を通じて供給の偏り・流通の目詰まりの解消が図られた案件 (主なもの)

- [医療] ・機器メーカーや医療機関での滅菌に必要な酸化エチレンガスを供給 (全国規模)
  - ・重い心不全の患者の心臓を補助する特殊なカテーテルを供給 (全国規模)
  - ・効率的に薬剤投与が行える注射器のシリンジ (筒の部分) を供給 (全国規模)
  - ・低出生体重児の栄養補給に必須である小児用カテーテルのためのA重油を供給 (全国規模)
  - ・病院などで使うリネンシートをクリーニングするためのA重油を確保 (岡山)
- [交通] ・バスの軽油を確保 (京都、福岡、佐賀、長崎、熊本、宮崎、鹿児島)
  - ・トラックの軽油を確保 (三重)
  - ・旅客船の軽油を確保 (新潟、熊本、長崎)
- [食品] ・乳製品工場 (脱脂粉乳製造工場) でA重油を確保 (岩手)
  - ・豆腐製造事業者でA重油を確保 (兵庫)
- [環境・衛生] ・下水処理場での運転に必要なA重油を確保 (栃木)
  - ・ごみ焼却施設向けのA重油を確保 (三重)
- [建設] ・塗装用のシンナーを新規ルートで確保 (鳥取)
  - ・シンナー原料を輸入し、供給量を確保 (東京)
- [その他] ・給食の調理に必要なボイラー用重油を確保 (兵庫)
  - ・電線の製造で使用する重油を確保 (富山)

#### (4) 国への要望 (4月16日実施)

平井知事から赤澤経済産業大臣に対して、流通の目詰まり解消、供給確保及び価格高騰に向けた対策を情勢に応じ機動的に実施いただくなどの要望を実施した。



#### <国への要望内容>

- 昨今の中東情勢の緊迫化等に伴い、県内経済及び県民生活に深刻な影響が生じることのないよう、燃油やナフサなどの石油由来製品のほか、ディーゼル車に不可欠な尿素水などの重要物資に係る流通の目詰まり解消、供給確保及び価格高騰に向けた対策を情勢に応じ機動的に実施すること。
- 産業・雇用に与える影響が最小限となるよう、以下をはじめとした地方の中小企業者の実情に応じた万全の対策を実施すること。
  - ・資金繰り、経営支援、雇用の安定
  - ・エネルギー効率化に資する投資支援
  - ・物流をはじめとする中小企業者の円滑な価格転嫁に向けた監視の強化・徹底
  - ・消費マインドに配慮した対策の実施
- 重油使用量の多い水産業、公衆浴場業やクリーニング業、農繁期に入っている農業等の経営に影響が生じないよう、燃油に加え、石油由来の生産資材、肥料及び飼料等の供給及び価格の安定化に向け、万全を期すこと。
- 医療機関・福祉施設が引き続き医療・福祉サービスを着実に提供し、公衆衛生が維持できるよう、臨時的な公定価格の早急な改定や、ニトリル手袋、ガウン及びカテーテルなど医療物資等の安定供給に向けた対策を講じること。

#### <赤澤大臣コメント>

- ・しっかりと受け止めた。燃油について、国全体では必要量は確保できている。医療、包装、食品関係等、一つ一つ確実に目詰まりを解消し、万全を期す。
- ・何が足りないという情報が、経産省に寄せられる仕組みを作っている。実際に目詰まりが解消できている事例も増えている。物資供給に関する声を踏まえて解消に当たる。

## 令和8年4月4日の強風に係る農林水産関係被害について

令和8年4月21日  
農林水産政策課

令和8年4月4日の強風に係る農林水産関係の被害について、下記のとおり報告します。

### 1 農林水産業被害の概況<4月14日時点>

#### (1) 農林業関係

区分		被害規模 箇所等	被害額	市町村	主な被害内容
農作物	すいか	1.48ha	1,181千円	倉吉市、北栄町	トンネルの被覆剥がれに伴う、生育中のすいか苗の傷み
農林業 用施設	パイプ ハウス等	131棟	21,292千円	鳥取市、岩美町、 八頭町、倉吉市、 三朝町、湯梨浜町、 琴浦町、北栄町、 大山町、南部町	パイプハウスの被覆破れ等:123棟 (樹苗育苗用ハウス1棟含む) 骨材の破損:4棟 品目:すいか、梨、花き等 JA施設の破損等:4箇所
合計		—	22,473千円	—	—

(2) 農地・土地改良施設 被害情報なし

(3) 水産業関係 被害情報なし

(4) その他(県有施設)

- ・県営大山放牧場(大山町) 農機具庫シャッター破損
- ・とっとり出合いの森(鳥取市) 施設の屋根や板塀等の破損



パイプハウスの被覆破れ被害(北栄町)



強風によるすいか苗の傷み(写真左)と自力復旧の様子(写真右)(倉吉市)



### 2 今後の対応

生産者が安心して継続的に生産活動ができるよう、災害復興調整費(7,000千円、4月14日発動)により農業用ハウス等の復旧や病害を防ぐための緊急防除及び軸折れ等生育の回復が見込めない苗の植え替え支援を行う。[補助率:県1/3、市町村負担任意]

○農業用ハウスの復旧支援

- ・強風により半壊以上の被害を受けた農業用ハウスの復旧(復旧に必要な撤去含む)に係る経費を支援

○農作物緊急防除支援

- ・園芸品目等に病害が発生する恐れがあるため緊急的に行う病害防除対策に要する経費を支援

○苗代支援

- ・生育の回復が見込めない苗の植え替えに要する経費の支援

# 農業大学校の学生及び研修生の動向について

令和8年4月21日  
農業大学校

農業大学校の学生及び研修生の動向について、下記のとおり報告します。

## 1 養成課程（主に高卒者を対象とし、修業期間は2年間）

### (1) 志願者・入学者の状況

令和8年度入学の志願状況は25名で昨年と比較し増加した。これは2回開催したオープンキャンパス参加者が昨年に引き続き多く、高校生の進路選択の一助になったことが要因の一つと考えられる。

### (2) 卒業生の進路

将来独立就農を目指す学生であっても、すぐに自立の道を選択する学生は少なく、さらなる農業技術の習得と自立就農に必要な自己資金を蓄えるため、一旦は農業法人等への就職を希望する学生も多い。

また、令和7年度就農率は59%であるが、農業関連企業・団体等の就職者を含めると約8割であり、今後、農業を担う人材として期待できる。

#### 【応募者・入学者の状況】

(単位：人)

入学年度	R4	R5	R6	R7	R8	
志願者数	21(1)	35(2)	21(3)	23	25	
入学者数	果樹	5(1)	4	6(2)	5	6
	野菜	6	7(1)	5(1)	5	5
	花き	1	2	2	4	3
	作物	3	3	3	4	2
	畜産	3	7	3	1	6
	計	18(1)	23(1)	19(3)	19	22

#### 【卒業生の進路】

(単位：人)

区分	卒業年度				
	R3	R4	R5	R6	R7
就農(a)	0	3	2	6	2
農業法人等(b)	12	10	5	4	8
研修等の後の就農(c)	1	1	0	2	0
就職 農業関連等(d)	3	9	5	5	3
	上記以外	2	0	0	2
進学	1	2	0	0	2
その他	2	0	2	1	0
計(e)	21	25	14	20	17
就農率(a+b+c)/e (%)	62	56	50	60	59
就農+農業関連就職率 (a+b+c+d)/e (%)	76	92	86	85	76

( ) は社会人特別入学で、内数

## 2 研修課程

スキルアップ研修（就農を希望する社会人を対象とし、大学校内で行う技術研修）

就農希望品目に関する栽培管理の基礎を座学及び実習で習得する。令和6年度の長期研修生は1名就農、令和7年度は2名が親元就農予定である。短期研修（品目別研修）の応募者はいなかった。

(単位：人)

種別	R7 受講者数	専攻別受講者数					修了者数	
		果樹	野菜	花き	作物	畜産	うち 就農者	
長期研修(研修期間：1年間)	3	2	1	0	0	0	1	1

※(定員) スキルアップ研修(長期研修)：15名/2回・年間

スキルアップ研修(短期研修)：30名/5回・6品目・年間

## 3 アグリチャレンジ科（公共職業訓練：農業機械等の技能訓練を中心に行う研修。研修期間は4か月）

年間3回募集。修了者の就農率は、第29～31期の3期平均で73%となっている。

### (1) 応募等の概況

(単位：人)

期別	訓練期間	応募者	合格者	入校者	修了者
第29期	R7.2～R7.5	18	16	16	16
第30期	R7.6～R7.9	19	17	17	17
第31期	R7.10～R8.1	13	12	12	12

### (2) 修了者の進路

(単位：人、%)

期別	雇用 就農 (A)	自営 就農 (B)	親元 就農 (C)	研修後 就農 (D)	農外 就職	農外 起業	未定	合計 (E)	就農率(%) (A+B+C+D)/E
第29期	9	0	3	0	4	0	0	16	75.0
第30期	8	0	3	3	2	0	1	17	82.4
第31期	7	2	0	0	2	0	1	12	75.0

# 米の価格動向について

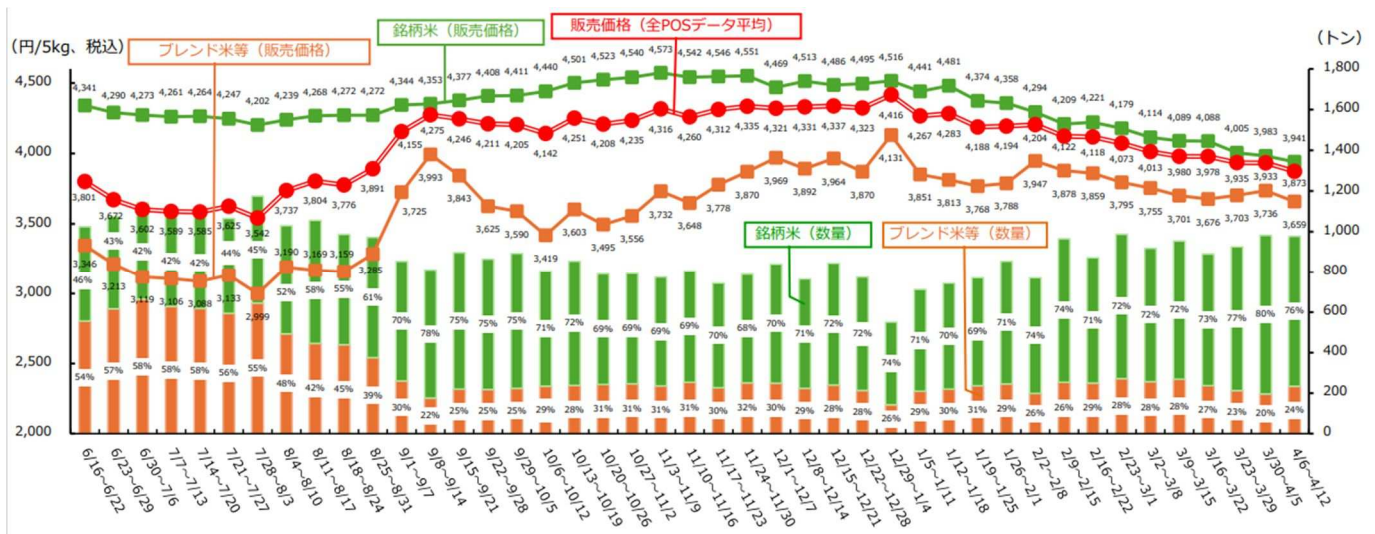
令和8年4月21日  
生産振興課  
食パラダイス推進課

全国及び県内の米の価格動向について、下記のとおり報告します。

## 1 全国の米の販売価格動向

○令和8年4月17日に公表された全国的な米の小売価格（KSP-SP 提供 POS データ）は、4月6日の週の平均価格は3,873円/5kg（税込）（対前週▲60円）。

- ・銘柄米の平均販売価格は前週比▲42円の3,941円/5kg（税込）  
銘柄米は、3月30日の週に、54週ぶりに4,000円を下回った。
- ・ブレンド米等の平均販売価格は前週比▲77円の3,659円/5kg（税込）



## 2 県内小売店への調査（聞き取り）概要

### (1) 県内の状況（R8. 4. 7～10 県内小売店 7店舗への調査結果）

- 県内小売店の在庫は十分に確保されている。
- 県産銘柄米の価格に大きな変動はなく、一部銘柄に値下げがみられる。
- 定点品目である県産コシヒカリの販売価格は5kg 3,974～5,054円（税込）。
- 引き続き、精米時期から1か月程度経過した米の割引販売（店舗により1～3割引）など、滞留在庫が生じないように対策を講じている。
- 今後の価格動向については、回答のあった7店舗中、6店舗が「下がる」、1店舗が「変わらない」と答えた。

### (2) 調査対象店舗

県内のスーパーマーケット（7店舗）

※申し入れにより3店舗が調査を終了（R8. 3:2店舗、R8. 4:1店舗）。

- 〔東 部〕 2店舗
- 〔中 部〕 1店舗
- 〔西 部〕 1店舗
- 〔広域展開〕 3店舗

### (3) 調査方法及び項目

店頭在庫状況、販売状況、価格動向（見込）、県産コシヒカリの店頭販売価格 等

# ツキノワグマ対策の推進について

令和8年4月21日  
鳥獣対策課

クマ対策室（3名）を新設（中国地方初）し、市町村や地域へのクマ出没・事故防止対策を総合的かつ強力に支援していくとともに、人の日常生活圏への出没に備え、県職員ハンター3名による市町村への緊急銃猟応援体制を構築しましたので、下記のとおり報告します。

## 1 クマ対策室の概要

(1) 構成員 室長1名及び鳥獣対策専門職員2名（新規採用職員）の計3名

### (2) 業務内容

#### ア 出没・事故防止対策

- ・市町村・地域に対し、放任果樹、生ごみなどの誘引物除去による環境整備や侵入防止のための適切な電気柵設置・緩衝帯整備の指導など、現地指導・助言を実施  
→支援要望地区を募集し、きめ細やかな現地指導を実施する。
- ・クマ出没・事故防止対策出前講座の開催  
→クマの生態に基づく共存の可能性などをテーマとした勉強会を開催する。
- ・個別相談の対応  
→地域や県民からの相談に寄り添いながらクマへの正しい対処を普及啓発する。
- ・各市町村が行う令和8年度鳥取県クマ類総合対策事業の推進  
→出没・事故防止に必要な物品等購入や放任果樹の早期点検を促進し、出没防止に向けた環境整備を強力に推進する。
- ・クマ出没マップの作製など、一般県民向けの広報活動
- ・野生動物自動判別カメラやドローンを活用した安全な捕獲・監視体制の指導

#### イ 出没時対策

- ・クマ出没対応・追い払いの技術指導
- ・緊急銃猟対応人材の育成支援（実地訓練実施、対応人材育成研修、射撃技能確認講習会の開催）
- ・クマ人材データバンクの運用によるハンターの地域間での融通
- ・市町村緊急銃猟マニュアルの作成支援
- ・県職員ハンターによる緊急銃猟実施支援

#### ウ 野生鳥獣による農作物被害対策の技術指導

- ・加害動物の特定
- ・加害動物に応じた適切な侵入防止対策や捕獲対策の指導等

### (3) 当面の活動予定

- 4月1日 クマ対策室の設置（中国地方初）
- 4月7日 ツキノワグマ被害防止連絡会議（WEB、参集範囲：市町村、県警、猟友会、農協）  
[内容] ツキノワグマ等総合対策推進事業の推進体制の説明、県民への注意喚起
- 4月20日 捕獲対応・追い払い研修の開催（参集範囲：市町村、捕獲者、警察）
- 4月23日 新聞お知らせ広告「クマの出没に注意!!」
- 5月2日 県政番組キニナルとっとり+ テーマ「クマとの遭遇に注意！」（出演）クマ対策室長
- 5月 ラジオスポットCM クマ出没注意喚起（10日間）
- 6月 緊急銃猟実施者育成研修（参集範囲：市町村、捕獲者、警察署）
- 7月 緊急銃猟実地訓練（参集範囲：市町村、捕獲者、警察署）

## 2 市町村への緊急銃猟の応援体制の構築

- ・鳥獣対策課内に、危険鳥獣の捕獲経験を有する第一種銃猟免許所持者である県職員3名によりクマ対策チームを結成し、緊急銃猟応援体制を構築済み。
- ・市町村出没対応マニュアル（緊急銃猟含む）のひな形を公開するとともに、早期作成への指導、助言を実施中。

[現在の市町村マニュアルの作成状況]

作成済：7市町（鳥取市、若桜町、智頭町、三朝町、大山町、伯耆町、江府町）

作成中：3町 作成予定：6市町 検討中：3市町村

### (参考) ツキノワグマ等総合対策推進事業【令和8年度予算 44,155千円】

- ・上記の対策に加え、堅果類豊凶調査、クマ生息実態調査なども実施する。



クマ対策室看板設置  
(R8.4.1)



# 大山まきばみるくの里リニューアルについて

令和8年4月21日  
畜産振興課

「大山まきばみるくの里」（以下、みるくの里）は整備後25年を経過し、老朽化により大規模な修繕が必要となったことから、令和6年度から2カ年事業で改修工事を行いました。

令和7年度末にリニューアル工事が完了し、令和8年4月18日にグランドオープンを迎えましたので、下記のとおり報告します。

## 1 これまでの状況

- ・みるくの里は、県民の畜産への理解醸成を目的に鳥取県が平成10年4月に整備し、大山乳業農業協同組合が施設を管理・運営している。
- ・年間約30万人が来客する大山エリアの人気観光地となっているが、開業から25年が経過、施設の老朽化や来客者数に対するキャパシティ不足などが課題となっていた。
- ・整備後25年を経過していたため、老朽化により雨漏りや外壁の腐朽等大規模な修繕を必要とする状況であった。
- ・コロナ後のインバウンド需要や大阪万博の開催を機に、鳥取県の看板観光施設として県内外の観光客を呼び込む拠点が求められていた。



## 2 リニューアルの内容

### ＜工事内容＞

- (1) リニューアルするための内装工事
  - ・レストランの一部をカフェスペースへ変更
  - ・バーベキューコーナーをソフトクリーム販売と白バラブランドショップへ変更
- (2) 鳥取県福祉のまちづくり条例に則した施設へ改修
  - ・駐車場から施設間の歩道のバリアフリー化
  - ・施設内のスロープ設置及びバリアフリー化
- (3) 施設全体の床張り替え及び屋根修繕

### ＜工事費＞

費目		事業費(千円)	負担区分
外装工事	実施設計費	11,000	鳥取県
	管理・工事費	193,434	
内装工事	実施設計費	8,000	大山乳業
	管理・工事費	125,000	
	設備機器導入費	17,000	
合計		354,434	



## 3 グランドオープンの様子

- ・グランドオープン当日の来場者数は3,200人で、リニューアルしたカフェスペースやソフトクリーム販売も長蛇の列が見られ、常時大盛況であった。今後、これまで以上に、鳥取県の観光資源となりうる期待感の持てるオープニングとなった。



### ＜リニューアル前後の動き＞

- 令和8年4月15日：プレオープン(関係者及び来賓者を招待、施設の内覧会や試食会等)
- 令和8年4月18日：グランドオープン
- 令和8年5月31日：第24回まきば祭り

# ズワイガニの令和7年度水揚状況等について

令和8年4月21日  
漁業調整課

令和7年漁期（R7. 11. 6～R8. 3. 20）のズワイガニの水揚状況がまとまりましたので、下記のとおり報告します。

## 1 令和7年漁期のズワイガニ水揚結果

ズワイガニ全体の水揚量は増加し、前年比 114%となった。

ズワイガニのうち、松葉がにの水揚量は、前年比 161%に増加し、ズワイガニ全体の水揚量を押し上げた。親がにには前年比 95%と前年並みであった。若松葉がにには資源管理を目的とした自主規制を強化（漁期短縮、漁獲量制限）したため、前年比 74%となった。

ズワイガニの水揚量は増加したものの、市場全体のかこの流通量が多く、松葉がにの単価が下がった影響等により、水揚金額は 21.3 億円（前年比 97%）となった。

項目	松葉がに			親がに			若松葉がに			合計		
	数量	金額	単価	数量	金額	単価	数量	金額	単価	数量	金額	単価
	(t)	(百万円)	(円/kg)	(t)	(百万円)	(円/kg)	(t)	(百万円)	(円/kg)	(t)	(百万円)	(円/kg)
R7 年漁期	267	1,343	5,028	318	736	2,315	25	51	2,020	610	2,130	3,490
R6 年漁期	166	1,421	8,566	334	726	2,171	34	55	1,637	534	2,202	4,125
対前年増減	101	△78	△3,538	△16	10	144	△9	△4	383	76	△72	△635
前年比(%)	161%	94%	59%	95%	101%	107%	74%	92%	123%	114%	97%	85%

※端数は四捨五入し表示。前年比(%)及び単価は、四捨五入前の値で計算

## 2 特選とっとり松葉がに五輝星について

- 水揚枚数 132 枚。過去 3 年平均より減
- 水揚金額 13,405 千円。過去 3 年平均より増
- 平均単価 101,553 円。これまでの最高（R 元年 90,979 円）を上回り、過去最高となった。

### ※五輝星の条件

- ・甲幅 13.5cm 以上
- ・重さ 1.2kg 以上
- ・すべての足が揃う
- ・鮮やかな色合い
- ・身がぎっしり詰まる

	合計枚数 (枚)	合計金額 (千円)	平均単価 (円/枚)	最高値 (円/枚)	出現率 (%)
R7	132	13,405	101,553	1,000	0.025
R6	158	10,354	65,532	600	0.048
R5	220	15,066	68,482	2,800	0.058
R4	272	12,572	46,219	1,000	0.060
R3	215	8,603	40,016	900	0.045

松葉がに	脱皮後、1年以上経過したオスのズワイガニ
親がに	メスのズワイガニ
若松葉がに	脱皮後、1年未満のオスのズワイガニ

## 3 今後の展望

### (1) 資源の推定

- ・水産試験場による、令和7年度漁期前の調査では、松葉がに及び若松葉がにの資源が、回復傾向にある。
- ・国の資源評価では、令和9年頃から再び資源が減少に向かうと予測され、引き続き先を見据えた資源管理体制を継続していく必要性を関係者間で共有している。

### (2) TAC規制の状況

- ・TAC（漁獲可能量）は 1,038 トン（前年漁期同数）で、最終的な TAC 消化率は 58.8%（前年漁期 51.4%）となった。

### (3) 広域連携 PR の取り組み

- ・令和7年度漁期から、石川、福井、京都、兵庫、鳥取の 5 つの府県の漁業関係者、行政や研究機関が一体となり「日本海ズワイガニ五府県 PR 協議会」を立ち上げ、「日本海の蟹守人（かにもりびと）」をキャッチコピーに、日本海のズワイガニの徹底した資源管理と品質管理、各地のブランド化等の取組の一体的な PR を開始した。

＜漁業者の自主規制の強化状況＞

項目	自主規制の内容
松葉がに	甲幅 10.5cm 未満は水揚げしない。
親がに	省令 11/6～1/20 の漁期を、自主的に 11/6～12/31 に短縮。 水揚量、日帰り船 3,500 枚、1 晩泊り船 6,000 枚、1 航海船 12,000 枚に制限（※）。
若松葉がに	省令 11/6～3/20 の漁期を、自主的に 2/1～2/20 に短縮。（前漁期より 8 日間短縮） 水揚量、日帰り船 300 枚、1 晩泊り船 400 枚、1 航海船 500 枚に制限（※）。（水揚量を前漁期より 1 晩泊り船で 100 枚、1 航海船で 200 枚削減）
公休日	11 月のみ 108 時間（36 時間×1 回+24 時間×3 回又は 36 時間×3 回以上）。（前漁期より 12 時間増加）

（※）日帰り船・出港から帰港までの時間が 24 時間以内のもの、1 晩泊り船・出港から帰港までの時間が 48 時間を超えないもの、1 航海船・出港から帰港までの時間が 48 時間以上のもの

# 魚突き遊漁の安全啓発動画制作について

令和8年4月21日  
漁業調整課

令和7年7月の遊覧船と魚突き遊漁者の接触事故を受け、魚突き遊漁の安全を啓発する動画を作成しました。また、令和8年度は、遊漁者の把握と安全対策等の注意事項の確認を目的に、2m以上のやすを使って魚突き遊漁を行う場合、『届出』を事前提出していただく取り組みを試行しますので、下記のとおり報告します。

## 1 普及啓発動画「魚突き遊漁へのお願い」

- (1) 内容 魚突き遊漁の安全を啓発するため、港口や航路への立ち入りが危ないことを伝えるとともに、密漁を行うといったルール違反は行わないよう注意喚起
- (2) 対象 主に20～40代の魚突き遊漁者
- (3) 時間 15秒
- (4) 利用 県のホームページ（YouTube とっとり動画ちゃんねる）、Instagramで啓発
- (5) 制作 鳥取県（財源：単県）



## 2 魚突き遊漁のマナー向上に向けた取組について

県では、魚突き遊漁の安全性とマナーの向上、漁場の使用に関する紛争防止のため、新たなルール作りを検討しています。遊漁の実態を把握すべく2026年1月～2月に魚突き遊漁を対象としたアンケート調査を行った結果、41名から回答があり、以下のことが判明しました。

- ・県内での魚突き遊漁者の多くには、今回の調査により個々への協力要請が可能
- ・魚突き遊漁の啓発については、県外の方が多く岩美町で重点的に行うことが有効と判断
- ・本格的に魚突き遊漁をやられる方は2m以上のやすを使用しており、船舶への衝突が懸念される対象者をやすの長さで限定する場合には、この2m以上が候補

上記アンケート結果を基に、令和8年度は以下の取組を実施します。

- 年度に1回、鳥取県内で2m以上のやすを使用し魚突き遊漁を行う場合、安全対策等の注意事項を確認してもらうことと遊漁者の把握（リストを作成予定）を目的に『届出』を事前提出させる取り組みを試行
    - ※試行で問題点等があればこれを改善し、令和9年度に鳥取海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の委員会指示を発出することを検討
  - 届出は県漁業調整課ホームページに魚突き遊漁の専用ページを開設し、これまでの経緯、魚突き遊漁の注意事項、今回作成した啓発動画等とともに掲示
    - ※届出は様式をダウンロードして電子メール等により県へ提出
  - 県・漁業者からのお願い（密漁監視への協力、入漁してほしくない保護区の位置等）については、届出者に文書により協力を要請
  - 魚突き遊漁への安全等に関する啓発及び届出の試行の案内は、岩美町を中心に周知用ウェットティッシュを配布
  - 海上での注意喚起も県漁業取締船の搭載艇で実施
- (参考1) 令和7年度の動き
- 8月：全漁協・支所に対し「遊漁者のやすの使用」に関するアンケート調査を実施した結果から、委員会でやすの規制について検討
  - 9月：「鳥取県海域においては、発射装置付きやすを使用して水産動植物を採捕してはならない。」という規制内容について広く意見を募集(26件の意見書の内15件が反対)
  - 10月：委員会で「ある程度時間をかけ、魚突きの方々と漁業者が共存できる道を探る」との方針が決定。これを受け、遊漁者との意見交換を令和7年11月に実施

(参考2)

鳥取県内における「2m以上のやす」を使用した魚突き遊漁を行う際の届出（試行版）

記入日 令和 年 月 日

届出者氏名	
連絡先	住所： 電子メール： ※文書を送付しますので、受取可能な住所・メールアドレスをお書きください。 電話： ※可能な限り携帯電話の番号を御記入ください。
操業予定 海域	鳥取県 東部 ・ 中部 ・ 西部 ※複数の地域で魚突きをする可能性がある場合は複数に○をしてください。

【確認事項】内容をよく御確認の上、□にチェックをしてください。

- 船舶の航行が多い場所である港口、航路では魚突きを行いません。
- 夜間に魚突きを行いません。
- 沖合で魚突きをする際は、潜水場所が分かるようにフロート等の警鐘物を使用します。  
※船舶からはフロート等があっても遊泳者が視認しにくいことに御留意ください（フロートは、水面上1メートル以上の高さに旗を装着したものを推奨）。  
※魚突きをする場所までの遊泳は人工構造物や瀬の際など船舶が航行しない場所を極力利用し、船舶が航行する可能性がある場所については十分に船舶に注意し、警鐘物が見える形で遊泳してください。  
※魚突きを行う場所についても船舶の航行や漁業者の操業に留意（浮上した際には周囲を確認するなど）し、船舶が見えた場合は、十分に距離を取るなど万全な安全確保を行ってください。
- 「やす」を人に向けるなどの危険な行為は致しません。  
※人の往来がある場所では「やす」の先端を外す、又はカバーを付けるなどの安全対策を行ってください。
- 漁港等、立入禁止等の表示がある場所からのエントリーは行いません。
- あわび類、サザエ、うに類、たこ、なまこ等の漁業権魚種に触れるなどの密漁を疑われる行為は致しません。  
※他者の密漁行為を目撃した場合には、通報（電話118番）等に御協力ください。  
※漁業者、漁協職員から採捕した魚の確認要請がありましたら、御協力ください。
- ヒラメは全長25センチメートル以下、マダイは尾叉長13センチメートル以下、めいたがれい類は全長14センチメートル以下、キジハタは全長27センチメートル未満の採捕は行わない等、鳥取県の漁業者が実践している資源管理に協力します。

★鳥取県岩美町の網代漁港～城原海岸までは遊覧船が航行しますので、御注意ください。

（参考）浦富海岸遊覧船ホームページ [https://yourun1000.com/yuransen\\_uradome/](https://yourun1000.com/yuransen_uradome/)



## 小型いか釣り漁業におけるスルメイカ漁の状況について

令和8年4月21日  
漁業調整課

小型いか釣り漁業（5トン以上30トン未満船）によるスルメイカ漁は、国の命令により令和7年11月1日から採捕停止となっていました。現在では漁が再開されていますので、その後の経過を、下記のとおり報告します。

### 1 採捕停止命令の概要

小型いか釣り漁業（5トン以上30トン未満船）によるスルメイカ漁は、大臣管理区分の配分量を超過したため（漁獲可能枠4,900トン、漁獲実績5,388トン）、国は、漁業法に基づく採捕停止命令を、令和7年11月1日から令和8年3月31日の間、発出した。

他の漁業種類は、漁獲可能範囲で採捕していたため、年度を通じてスルメイカ漁を行った。

#### 【TAC対象漁業区分】

大臣管理区分：沖合底びき網漁業、大中型まき網漁業、大臣許可いか釣り漁業（30トン以上船）、  
小型いか釣り漁業（5トン以上30トン未満船）

知事管理区分

数量明示：北海道、富山県、（令和8年度から青森県、岩手県、宮城県、長崎県が追加）

現行水準：その他の府県

※漁獲量の比較的少ない「その他の府県（鳥取県含む）」には、枠を配分せず「現行水準」として目安とする数量（各府県の実績に基づき決定）が示され、ゆるやかな管理が行われている。

### 2 県の対応とその結果について

県では、国の採捕停止命令を受け、ワンストップ相談窓口を開設するとともに、知事管理の漁獲枠を数量明示で確保したうえで、鳥取県沖合でのスルメイカ漁の特別採捕許可を発出した。

#### （1）小型いか釣り漁業「ワンストップ相談窓口」の開設

国の採捕停止命令を受け、漁業関係者からの相談をワンストップで受け付けるスルメイカ総合相談窓口を、令和7年11月19日開設した。

漁獲管理制度への意見や今後の見通し、経営相談などについて、開設期間である令和8年3月31日までの間、計11件の相談が寄せられた。（漁獲制度7件、経営4件）

#### （2）試験操業によるスルメイカ漁の一部再開

全国的に一律で漁を再開することは困難な情勢であったため、県では鳥取県小型いか釣り漁業協会と連携し、知事管理の漁獲枠を確保し鳥取県沖合での操業ができるよう、国と調整を行った。

その結果、年度当初から数量明示された知事管理枠を持っている北海道を除き、全国で最も早く、令和7年12月19日、鳥取県沖合で操業できる特別採捕許可を発出した。

操業再開に当たっては、各漁船から、イカの採れた場所、量などを県水産試験場に情報提供いただき、試験研究に役立てることを条件としており、令和8年3月31日までの期間中、約2トン、スルメイカの水揚げがあったことが報告された。（同時期の過去10年平均：約85トン）

### 3 令和8年度のスルメイカTAC配分

令和8年度のスルメイカ漁獲可能量（TAC）は、令和7年度の増枠後の漁獲可能量と比べ、2.6倍となった（令和7年度当初12,500トン、増枠変更後26,200トン、令和8年度68,400トン）。

うち、小型いか釣り漁業も、2.6倍となった（令和7年度当初2,800トン、増枠変更後5,757トン、令和8年度15,000トン）

スルメイカが来遊する時期は、地域によって異なるため、地域ごとの事情に配慮し、TACの年間消化量は、前半期（4月～11月）、後半期（12月～翌3月）に分け、国において管理されることとなった。

# 中山3期幹線3号農道（3工区）舗装工事に係る予定価格の漏えいについて

令和8年4月21日  
西部総合事務所農林局

西部総合事務所農林局発注工事において、本来入札後に公表すべき情報を事前に漏えいさせる事案が発生しましたので、下記のとおり報告します。

なお、漏えいした情報は直ちにホームページの入札情報公開サービスから削除し、入札を中止しました。今後同様の事案が起きないように再発防止策を講じて、入札情報の適切な管理に努めます。

## 1 事案確認日

令和8年4月10日（金）

## 2 事案の概要

本来入札後に公表すべき予定価格が記載された資料（金入り設計書）を誤って入札情報公開サービスに貼付けて調達公告し、公告期間中に当該工事の情報を確認していた一般の方からの通報により発覚した。

## 3 漏えいした情報

中山3期幹線3号農道（3工区）舗装工事に係る予定価格が記載された資料（金入り設計書）

## 4 経過

【4月8日（水）】

・調達公告情報を公開した。

【4月10日（金）】

- ・公開中の情報を入札情報公開サービスで確認していた一般の方から「公告資料の中に金入り設計書が公開されている」との通報があった。
- ・通報を受け入札情報公開サービスを確認したところ、金入り設計書が公開されていることを確認した。
- ・直ちに入札中止を決定し、入札情報公開サービスで周知した。

## 5 発生原因

- ・事業担当職員が公告資料を作成する際、本来は積算システムの「金抜きボタン」にチェックを入れてPDF化すべきだが、このチェックを入れ忘れ、金額が記載されたままの設計書をPDF化した。
- ・当該担当職員は、金抜き設計書を作成したものと思い込み、確認が不十分なまま、入札情報公開サービスへ貼り付けた。
- ・公開前に公開担当職員が資料を確認したが、金入り設計書であることに気付かず、公開を行った。

## 6 再発防止策

- ・確認事項を具体的に明記したチェックリストを作成する。
- ・公告資料貼付け後、内容に誤りがいないか別職員によるダブルチェックを徹底する。
- ・公告資料公開に係る手順を改めて職員に周知する。

## 7 今後の対応

入札を中止した工事は、単価入替後に再起工し、入札手続きを実施する。（5月連休明けに入札予定）

一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について

令和8年4月21日  
農地・水保全課

【新規分】

主務課	工事名	工事場所	契約の相手方	契約金額	工期	契約年月日	入札方法
農地・水保全課 (西部総合事務所農林局)	掛相地区ため池(掛相大池)改修工事(その1)	西伯郡 南郡町 掛相	船越建設株式会社 代表取締役 船越 秀志	118,170,800円 (予定価格)	令和8年3月31日 ～ 令和9年3月10日	令和8年3月30日	制限付 一般競争入札 (1社)
	淀江地区ほ場整備(南-1工区)工事	米子市 淀江町 淀江	有限会社松本建設 代表取締役 松本 将治	158,857,600円 (予定価格)	令和8年3月26日 ～ 令和9年3月5日	令和8年3月25日	制限付 一般競争入札 (1社)

【変更分】

主務課	工事名	工事場所	契約の相手方	契約金額	工期	契約年月日	変更理由
農地・水保全課 (西部総合事務所農林局)	淀江地区ほ場整備(道路改良)工事	米子市 淀江町 淀江	有限会社松本建設 代表取締役 松本 将治	(当初契約額)	令和7年9月8日 ～ 令和8年3月25日	令和7年9月5日	
				(第1回変更後契約額)	令和7年9月8日 ～ 令和8年5月29日	(第1回変更契約年月日) 令和8年3月24日	
				125,618,900円 (変更額) 6,818,900円			・道路側溝を敷設するため地盤掘削を行ったところ、湧水が確認され水替え工の追加が必要となったことによる工事費の増額及び工期の延伸。